

## 喫煙可能室設置施設の届出について（令和2年3月から受付）

一定の要件を満たした既存飲食店では、令和2年4月1日（改正健康増進法全面施行日）以降も屋内の全部または一部の場所を喫煙可能室（その中で飲食等も可）とすることが経過措置として認められています。喫煙可能室を設置した場合、届出が必要です。

なお、喫煙可能部分に、20歳未満の方(従業員含む)は立ち入れません。

### 1 要件

以下の3つの要件すべてを満たす必要があります。

- |                                       |
|---------------------------------------|
| (1) 令和2年4月1日時点で既に営業している               |
| (2) 施設内の客席部分の床面積が100㎡以下               |
| (3) 個人経営または中小企業（資本金の額または出資の総額が5千万円以下） |

### 2 設置届出書について

喫煙可能室を設置する場合、以下2つの書類を提出してください（令和2年3月から受付開始）。届出書等は、「4 届出書提出先」の窓口にて配布または甲府市公式ホームページからダウンロードできます。

- |                          |
|--------------------------|
| (1) 喫煙可能室設置施設 届出書        |
| (2) 喫煙可能室設置施設に関するチェックリスト |

### 3 保管書類

以下の書類を備え、保管しなければなりません（提出は不要です）。

必要な書類が保管されておらず、改善命令に従わなかった場合は20万円以下の過料が課されますのでご注意ください。

#### (1) 施設内の客席部分の床面積に係る資料

<例> 店舗図面等

#### (2) 会社経営の場合、資本金の額又は出資の総額に係る資料

<例> 資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等

### 4 届出書提出先

提出先	住所	電話番号
甲府市健康支援センター 健康増進課 (受動喫煙防止対策担当)	〒400-0858 甲府市相生 2-17-1	055-237-2505

※ 郵送による届出をご希望の場合、上記「甲府市健康支援センター健康増進課（受動喫煙防止対策担当）行」に、返信用封筒（定型封筒に84円切手を貼付し、返信先住所記載のもの）を同封してご郵送ください。届出書の写し（受領印押印のもの）を返信いたします。なお、郵送料はお手数ですが、ご負担ください。

## 5 その他注意事項

- (1) 届出内容に変更が生じたとき、全面禁煙化など喫煙可能室を廃止したときは、変更・廃止届出が必要になります。詳しくは甲府市公式ホームページ等をご覧ください。
- (2) 喫煙可能室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐため、以下の技術的基準に適合している必要があります。ただし、屋内の全部を喫煙可能室とするときは、以下②のみを満たす必要があります。

- ① 出入口において喫煙可能室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙可能室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

- (3) 「喫煙可能室」「喫煙可能室設置施設」の標識を適切に掲示してください。  
他の標識の掲示、類似した標識の掲示、標識の汚損、その他識別を困難にする行為に対する改善命令に従わなかった場合は、50万円以下の過料が課されますのでご注意ください。
- (4) 20歳未満の者（従業員含む）を喫煙可能室に立ち入らせないでください。
- (5) 広告等に喫煙可能室があることを明示してください。  
施設（店舗）の営業について、広告や宣伝をするときは、喫煙可能室を設置していることを明らかにしてください。
- (6) 喫煙可能エリアは、曜日や時間等によっての区画変更は不可であり、営業時間内外にかかわらず店内の禁煙エリアでの喫煙はできません。

## 6 問い合わせ先

甲府市健康支援センター健康増進課（受動喫煙防止対策担当）

〒400-0858 甲府市相生 2-17-1 電話：055-237-2505

## 7 参考

